

第8回入善町農業委員会議事録

平成27年3月3日午後1時30分から第8回入善町農業委員会が、入善まちなか交流施設うるおい館2階イベントホールで開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 15名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
5番 長田昭	6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎
10番 愛場正利	11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮
14番 上島幸夫	16番 市森孝義	18番 手塚喜志子	

欠席委員 3名

9番 紺田與規一	15番 野島浩	17番 中島由起子
----------	---------	-----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 係長	上田久志
入善町農業委員会 主任	上田安彦
入善町農業委員会 主事	上田敬章
入善町農業委員会 主事	柳澤拓也

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第27号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さまご苦勞様です。先月24日開催の認定農業者との意見交換会、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。認定農業者も例年よりたくさん集まり、盛大に開催できましたが、意見が少なかったのが残念でした。その意見交換会の中で話題にあがった、畦畔除去に対する補助金ですが、事業費や受益者要件があり、一つの経営体では活用しづらいものだとわかりました。活用しやすい補助金となるよう、農業委員会として意見をあげていきたいと思ひます。

では、本日もよろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第8回入善町農業委員会を始めたいと思ひます。順序に従ひまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5終了までといたしたいと思ひますが、ご異議ござひませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。18番手塚委員と1番綿委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、神子沢〇〇、神子沢〇〇で、登記地目、現況地目ともに田、合計面積は、1,620㎡です。

譲受人は、入善町神子沢〇〇番地の〇〇さんで、譲渡人は、同じく入善町神子沢〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人と譲受人は親子で、権利関係を整理するために今回の申請となりました。

申請番号1番の3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離は居住地から50mで、通作に支障はないと見込まれること、耕作者本人が15年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は法人ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、8ヵ月にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は12,119㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというのですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満た

すと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、塚田委員にいただいております。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

塚田委員

申請番号1番を確認しました。長男へ贈与するためと事情を聴き、現場も確認したところ、問題はありませんでした。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第27号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第27号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請地は、入善町上野〇〇、上野〇〇の計2筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、合計面積は167㎡です。譲渡人は、入善町上野〇〇番地の〇〇さん外1名で、譲受人は、同じく入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は「農家住宅敷地拡張」で、契約内容は使用貸借権の設定です。

譲受人の〇〇さんは、農業経営を母親から移譲されていますが、住宅に隣接する田の形が悪く、農作業の効率が悪いと、田を整形するために農作業場の移転を計画したことから、今回の転用申請となりました。

既存の農家住宅敷地と今回の申請地を合わせた面積は、980.65㎡と農家住宅の面積基準を満たしており、育苗や米の乾燥調整作業等を行う農作業場として必要な面積と認められます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家住宅敷地拡張」であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の e の (e) による、「既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備するもので、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないもの」に該当すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

この申請地は、昭和 47 年 2 月 25 日、昭和 62 年 9 月 29 日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま、昭和 63 年に申請地に農作業場を移転してしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

以上、1 件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地を確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中島茂樹委員

申請者本人が説明に来られました。既に利用もしていますし、始末書も添付されていますので問題ないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

愛場委員

宅地から田にする案件は結構あるものですか。

事務局

ほとんどないです。

今回は、宅地から田にする部分の面積の方が大きかったため、宅地への転用に対する認識が甘かったと申請者本人も反省しています。

議長（鍋嶋 太郎）

宅地への転用には許可が必要ですが、逆に、宅地から田にするために、何か手続きは必要なのでしょうか。

事務局

田にする土地が農用地区域から除外されている場合は、農用地区域への編入をお願いしたいところですが、それ以外は、転用と違い、特に必要はないと思いますが、詳細については、次回までに確認しておきます。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第27号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第28号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第28号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成27年3月3日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

今回は、新規24件、再設定24件、合計48件の申請となっています。件数が多いので、地区ごとに報告させていただきます。

まずは、新規設定です。

入善地区は 6件、51筆、20,928.28㎡。

上原地区は 5件、6筆、5,355㎡。

青木地区は 1件、1筆、4,365㎡。

飯野地区は 6件、47筆、21,186㎡。

小摺戸地区はありません。

新屋地区は 3件、4筆、9,256㎡。

櫛山地区はありません。

横山地区は 1件、1筆、1,376㎡。

舟見地区はありません。

野中地区は 2件、2筆、3,639㎡。

以上、新規の合計は、24件、112筆、66,105.28㎡です。

続いて、再設定です。

入善地区は 2件、2筆、6,297㎡。

上原地区は 6件、15筆、26,082㎡。

青木地区は 5件、6筆、6,263㎡。

飯野地区は 7件、19筆、37,240㎡。

小摺戸地区はありません。

新屋地区は 1件、4筆、7,982㎡。

櫛山地区は 1件、2筆、3,676㎡。

横山地区は 1件、1筆、3,007㎡。

舟見地区は 1件、1筆、1,664㎡。

野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、24件、50筆、92,211㎡です。

今回は新規と再設定合わせて、合計48件、162筆、158,316.28㎡の申請です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用

地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。
よろしくお祈りいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。

（質問・意見なし）

事務局

事務局から補足ですが、今回は、用途地域内の農地など、農地中間管理事業の対象にならないものばかりとなっています。

議長（鍋嶋 太郎）

何かご意見等はありませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第28号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等ございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

農業委員活動記録簿について、今年度後半の活動記録の集計を、次回の農業委員会時に集めたいと思いますので、ご記入の上お持ちくださいますよう、よろしくお祈りいたします。

次に、前回もお知らせしましたが、農業委員等研修会が、3月9日、月曜日、午後1時30分から、とやま自遊館で開催されます。いつものように、役場正面からマイクロバスで12時に出発したいと思いますので、遅れないようお集まりください。なお、この場で出欠を確認させていただきますので、欠席される方や、マイクロバスを利用せず自分で向かわれる方などおられましたら、お知らせください。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等がないようですので、これもちまして第8回入善町農業委員会を閉会いたします。
次回は、平成27年4月9日 木曜日、午後1時30分から開催しますので、よろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時）